

日常生活自立支援事業

ホッとあんしん



どんな
福祉サービスが
あるのかな…

お金の管理が
心配だな…

公共料金は
どうなって
いたかな…

あなたのくらしをサポートします



しゃ かい ふく し ほう じん
社会福祉法人

はま まつ し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
浜松市社会福祉協議会

けん り よう ご し えん
権利擁護支援センター

こんな時には、この制度を!

ご利用
できる方は...

日々の暮らしに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が対象になります。

判断能力の状況

判断能力あり

困っていること
1



- 福祉サービスの利用など、日常生活についての心配ごと、困りごと相談
- 日常のお金の出し入れ、生活費の管理
- 預金通帳などの管理

- ・福祉サービスを使いたい利用の仕方がわからない。
- ・生活費がうまく使えない。
- ・ひとりで決めることが不安。
- ・公共料金の支払いを忘れてしまう。
- ・通帳をなくしてしまう。
- ・使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまふ。

困っていること
2



- 身上監護
施設入所契約、医療契約、介護契約など
- 財産管理
不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結など

- ・福祉サービスの選択や施設入所の契約の仕方がわからない。
- ・認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。

困っていること
3



任意後見契約締結

- 将来の、判断能力が低下したときに備えたい

- ・ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。

- 買い物ができる
- 契約行為を一人では不安が在る

- 買い物ができる
- 重要な契約行為は一人できない

- 買い物ができない
- 契約行為が全くできない
- 植物状態にある

不十分

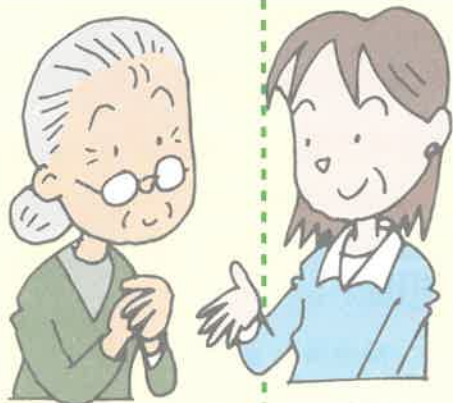
著しく不十分

全くない

この制度を!

本人との契約による利用

- ・生活支援員が定期的に訪問します
- ・福祉サービスの利用相談にのります
- ・日常生活費をお届けします
- ・通帳などを預かります



生活支援員

**日常生活
自立支援事業**
P4~6

補助



代理権

保佐

取消権



- ・高額な布団などを購入しても成年後見人等が取り消すことができます。

- ・成年後見人等が選任され本人を法的に支援します。



後見

**成年後見制度
(法定後見)**
P7

任意後見開始

- ・任意後見監督人が選任されることにより任意後見が開始されます。
- ・自分で施設入所の契約ができない時は任意後見人が代わりに契約します。

**成年後見制度
(任意後見)**
P7

サービス内容

福祉サービスの 利用援助

役所からの
通知が来たが、よく
わからないなあ

一緒に手続き
しましょう。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談。
- ・福祉サービスの利用における申込み、契約の手続き援助。
- ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談。
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援。

日常的金銭 管理サービス

公共料金の
支払いは
大丈夫かなあ

社協が
お手伝いします。

- ・福祉サービスの利用料の支払い代行。
- ・病院への医療費の支払い手続き。
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き。
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き。
- ・日用品購入の代金支払い手続き。
- ・預貯金の出し入れ、また預貯金の解約手続き。
- ・ご希望や状況に応じて、日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。



どんな
サービスが
あるのかな？

しよ るい とう あず 書類等の 預かりサービス



通帳や印鑑は
どこに置いたかなあ



安全な場所に
お預かりします。

・希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

※預かることができるもの

- ・年金証書 ・預貯金通帳 ・証書（保険証書、不動産権利書、契約書など）
- ・実印 ・銀行印 ・その他適当と認めた書類など（カード含む）

※預かることができないもの

- ・宝石 ・書画 ・骨董品 ・貴金属類など



た その他の サービス

訪問販売など
ひっかかってないか
心配だな…



定期的に
お伺いします。



- ・定期的に訪問し、福祉の情報を提供いたします。
- ・訪問販売、消費者被害等の犯罪防止。
- ・成年後見制度のご相談。



利 用 料

ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。

契約締結後の援助については有料です。事務費 3,000円/年

サービス利用料

1時間まで **1,200円**
(以後、30分毎に**400円**加算)

書類預かりサービス

1ヶ月当たり **500円**
書類の出し入れ1回…750円

※生活保護受給世帯については免除されます。

事業実施手順

①相談

権利擁護支援センターまたは、お近くの地区センターへご相談ください。(P8参照)

もし
もし



こんにちは!
〇〇様。

②訪問

専門員(社会福祉協議会職員)が訪問して、お話を伺います。



③支援計画作成

本人の希望などを確かめて、支援計画を作成します。



④契約締結審査会

支援計画をもとに、弁護士・精神科医等5名の委員で本人の判断能力、利用意思、支援計画の審査をします。



⑤契約締結

契約締結審査会にて可決された支援計画をもとに、社会福祉協議会と契約します。



よろしく
お願いします!

⑥援助開始

支援計画の内容に基づき、生活支援員(社会福祉協議会職員)がお手伝いいたします。



成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

ほう てい こう けん

「法定後見」

類 型	本人の判断能力	援 助 者
後 見	全くない	成年後見人
保 佐	著しく不十分	保佐人
補 助	不十分	補助人
援助方法・種類	①身上配慮義務 施設入所契約・医療契約・介護契約・費用の支払など ②財産管理等の法律行為 ・預貯金の管理、払戻等（金融機関との取引全般） ・不動産その他重要な財産の処分、登記等、不動産売買、遺産分割など ※成年後見人等は、各類型に応じて、代理権（本人に代わって法律行為を行う権限）、同意権・取消権（成年後見人等の同意なしで行った本人の法律行為を取消す権限）が与えられます。	

<利用するには>

申立人

①申立（申立書、戸籍謄本、住民票、診断書等）

家庭裁判所

②家庭裁判所調査官の調査

③鑑定（後見・保佐の場合）

④後見人等の選任

⑤後見開始等の審判→

審判の確定

後見人等

⑥後見人等の業務開始

（財産目録、財産管理計画等の作成）

本人



にん い こう けん

「任意後見」

・本人の判断能力が不十分になったときにそなえて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。公正証書で契約します。

・家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その効力が生じます。

日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する
お問い合わせ窓口

●日常生活自立支援事業について

**浜松市社会福祉協議会
権利擁護支援センター**

TEL.053-450-7151

FAX .053-453-0608

〒432-8035 浜松市中区成子町140-8
(福祉交流センター2F)



西地区センター

TEL. 053-596-1730

FAX .053-596-1738

〒431-0292 浜松市西区舞阪町舞阪2701-9
(舞阪協働センター内)



浜北地区センター

TEL. 053-586-4499

FAX 053-586-4909

〒434-0031 浜松市浜北区小林1272-1
(ふれあい交流センター浜北内)

北地区センター

TEL. 053-527-2941

FAX 053-527-2945

〒431-1305 浜松市北区細江町気賀4581
(介護予防センター内)



天竜地区センター

TEL. 053-926-0322

FAX .053-926-0323

〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣530-18
(保健福祉センター内)



静岡県社会福祉協議会
日常生活自立支援センター

T430-8670

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-275-1760

FAX 054-251-7508

●成年後見制度・任意後見制度について

お問い合わせ先	所在地	電話・FAX番号
静岡家庭裁判所浜松支部 後見係	〒430-8507 浜松市中区中央一丁目12-5	TEL 053-453-7168
静岡県社会福祉士会 (権利擁護センターばあとなあ静岡)	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階	TEL 054-252-9877 FAX 054-252-0016
静岡県司法書士会 (リーガルサポート静岡支部)	〒422-8062 静岡市駿河区稲川一丁目1-1 静岡県司法書士会館	TEL 054-289-3999 FAX 054-289-3702
静岡県弁護士会浜松支部 (高齢者・障害者総合支援センター)	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目9-1	TEL 053-455-3009 FAX 053-452-3328

●任意後見制度の公正証書について

お問い合わせ先	所在地	電話・FAX番号
浜松公証人合同役場	〒430-0946 浜松市中区元城町219-21 第一ビル2階	TEL 053-452-0718 FAX 053-452-4308